

入札契約制度の改革

○公共工事の品質確保の促進について

国交省においては、公共工事の品質確保の促進を図る観点から、平成 17 年度より総合評価方式を本格導入してきたが、今年度より原則実施することとしている。

○適正価格での契約について

国交省発注の工事においては、ダンピング受注を防止することなどを目的に、平成 18 年 12 月より、低価格応札者の品質確保体制を厳しく審査・評価する総合評価方式を導入。

さらに、極端な低価格での応札者に対して、契約が的確に履行できるかを調査しているが、その調査の発動基準となる調査基準価格を昨年 4 月に引き上げたところ。

○資材高騰への対応について

国交省発注の工事においては、最新の資材価格を使用して予定価格を作成。

また、契約後の資材価格の著しい変動に対応するため、昨年 6 月には鋼材と燃料油を対象にして単品スライド条項の具体的な運用ルールを定め、他資材の価格動向に対応して昨年 9 月には全資材を対象とするように運用を拡充。

なお、昨年 10 月以降の資材価格の著しい低下に対しても基本的には同じルールで対応。

○設計変更の適正化について

国交省発注工事においては、施工条件を設計図書に明示し、明示された条件に変更が生じた場合等は設計変更等適切な対応に努めるよう、地方整備局等へ周知徹底。

なお、競争参加資格審査や総合評価方式において、地域貢献の評価を促進しているが、その対象は、防災協定の締結状況や、建設業団体への加入、営業所の所在等としているところ。そのため、本来、発注者の責任において対応すべき工事等は、地域貢献の一環として、受注者に無償で実施させるべきものではないことから、契約関係に基づき適切に対応するよう、地方整備局等を指導。

○早期発注の推進について

中小・小規模企業支援等対策、地域活性化対策及び住宅投資・防災強化対策などの「国民生活と日本経済を守る」ための政策展開を行う「平成20年度第2次補正予算」が本年1月27日に成立し、所要の予算が追加されたところであるが、経済対策の効果の早期発現のためにも、国土交通省所管事業の早期発注を推進する。

具体的には、

①工事实績を重視した総合評価による提出資料の簡素化

②概算数量発注等の積極的活用

等による入札契約手続きの迅速化、さらに、

③翌債申請の事前調整等、予算執行手続きの迅速化を図る。

(別紙1)

○地元建設事業者の振興について

国交省発注の工事においては、WTO対象以外の工事では一定の地域要件を設定しているところ。

また、特に地域での対応が重視されるCランクの工事においては、地域内に本店がある、災害協定等を締結していることなど、地域精通度や地域貢献度をより高く評価する総合評価方式を、地域の実情等を鑑みて実施することとしている。

さらに、Bランク工事でも技術的難易度の低い工事については、Cランク業者も参加可能とし、平成20年度の8整備局発注工事、合計35件（昨年度の約3倍）で実施することとしている。

また、平成21・22年度における競争参加資格審査においては、都道府県発注工事で優秀な実績のある地域の建設業者が直轄工事に参入できるよう、技術評価点数に都道府県発注工事の工事成績を加味することとしており、平成21年度の発注工事より適用。

なお、今回の大幅な改正に伴う経過措置として、等級が変更した企業について、希望により従来の等級に留まることができる。

（別紙2）

早期発注の推進について

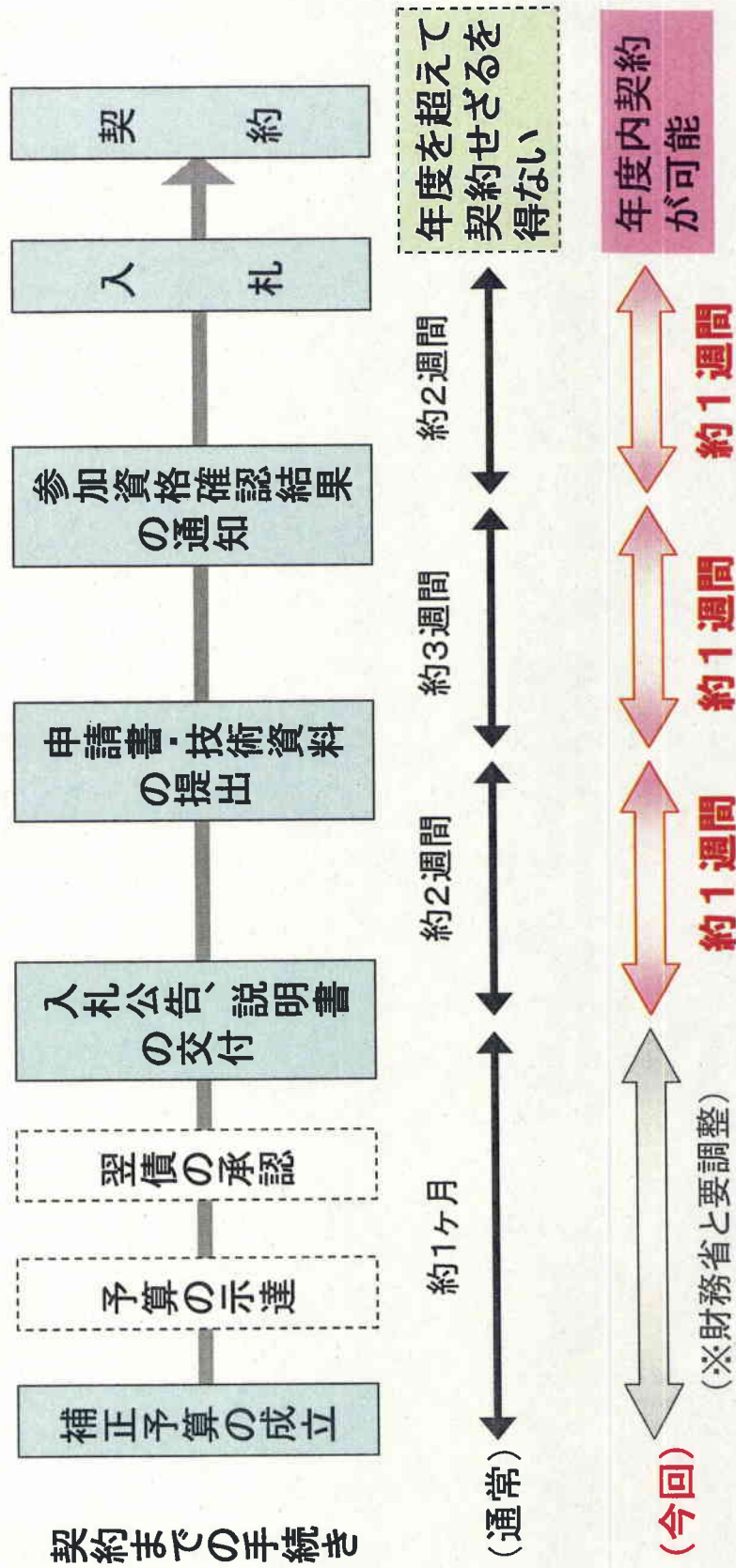
別紙1

➤ 2次補正予算対象工事(今後発注する1次補正予算対象工事も含めて)について、

- ① 工事実績を重視した総合評価による提出資料の簡素化、
- ② 概算数量発注等の積極的活用(受発注者双方の事務量の軽減) 等

による入札契約手続きの迅速化、

③ 翌債申請の事前調整等、予算執行手続きの迅速化を図る。



直轄工事への参入機会の拡大に向けた取組

別紙2

- 平成21・22年度の競争参加資格審査においては、**都道府県発注工事の実績も評価**すること、**新規参入を促進**。(平成21年度より適用。)
- 今回の大幅な改正に伴う経過措置として、等級が変更した企業について、**希望により従来の等級に留まることができる**。

技術評価点数

企業の技術力を表す以下の指標から技術評価点数を算定

〔
国土交通省直轄工事における
竣工工事の成績評定
竣工工事の技術的難易度
竣工工事の規模
総合評価方式における技術提案の評価実績 等
直轄工事の実績しか評価されない
〕

現行

平成 21・22 年度、

〔
国土交通省直轄工事**及び都道府県発注工事**における
竣工工事の成績評定
竣工工事の技術的難易度
竣工工事の規模
総合評価方式における技術提案の評価実績 等
都道府県発注工事の実績も評価
〕

経営事項評価点数

経営状況等を表す指標から経営事項評価点数を算定

総合点数(経営事項評価点数+技術評価点数)を算出

総合点数をもとに、工種ごとに等級別登録(格付け)

有資格業者名簿の完成